胆振総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について

令和４年(2022 年)12 月 31 日（土）

＜概　　要＞

○　家きんの高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認及び死亡野鳥のＡ型鳥インフルエンザウイルス陽性反応に伴い、環境省が指定した一部が重複する３か所の野鳥監視重点区域（各回収地点又は農場から半径 10 ㎞以内）は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、12 月 30 日（金）24 時に解除※されました。

市町村	鳥の種類等	回収日等
厚真町	家きん	10/28（疑似患畜確認日）
むかわ町	ハシブトガラス	11/24
厚真町	ハヤブサ	12/２

※　環境省では、野鳥の場合は高病原性確認個体の回収日の次の日を、家きんの場合は防疫措置完了日の次の日をそれぞれ１日目として 28 日目の 24 時に解除するとしております。
　なお、区域の一部が重複する場合は、最後に指定された区域の解除日に合わせて解除されます。

〈道の今後の対応〉

○　国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル３」（最高レベル）とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

＜本件に関する問い合わせ先＞
環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：車田）
ＴＥＬ：011-231-4111（内線 24-384）ダイヤルイン:011-204-5205